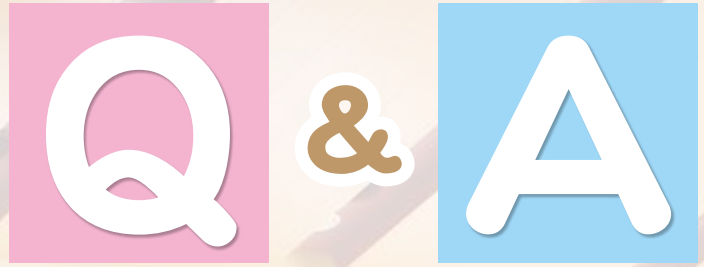


# 議会



**Q** 議員定数が変わるのですか。

**A** 議員定数は現在14人ですが、9月16日に議員定数削減の条例改正案が可決され、今年の4月に行われる村議会議員選挙から12人になります。議員定数を削減して効果的な議会運営を行うことを目的とし、あわせて村の財政の改善に寄与するものです。

**Q** 一般質問の回数や時間は。

**A** 榛東村議会では、議員は年4回の定例会で答弁を含めて50分以内で一般質問することができます。「通告制」を採用し、議員は質問の具体的な内容を文書で期限内に議長に提出します。

**Q** 表決とはなんですか。

**A** 議会の意志を決定するため、議長の要求によって出席議員が議案などについて、賛成か反対の意志を表明することです。表決の方法は、起立による表決、挙手による表決、投票による表決、「異議ありませんか」で諮る簡易表決などがあります。

**Q** 簡易表決とはなんですか。

**A** 表決の対象となる案件が、簡単・軽微であり、反対者がいないと予想される場合は案件に対して異議がないかを会議に諮り、異議がなければ可決を宣告する表決のとりかたをいいます。異議があれば、その後起立(挙手)採決を行います。

**Q** 閉会中にも委員会は開けますか。

**A** 委員会における審査や調査は会期中が原則です。しかし、会期中にどうしても審査や調査が終了しないものは、委員会で決定し、議長に閉会中の継続審査(調査)の申し出を行います。議長は議会に諮り、議決を得ると閉会中も委員会を開き審査(調査)できます。